

平成 30 年 12 月 1 日制定
公益財団法人河野臨牀医学研究所
理事長 横山 孝
(最高管理責任者)

公的研究費等による研究活動に係る行動規範

公益財団法人河野臨牀医学研究所において、公的研究費等の運営・管理の業務を行うすべての職員（以下、「研究者等」という。）は、以下の行動規範を遵守しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たって、当該費用の配分機関が定める各種規則、当法人が定める規程等及びその他関係する法令等を遵守しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費等の主たる原資が国民の税金であることを認識し、適正かつ計画的・効率的な使用に努めるものとする。
3. 事務職員は、研究者の効率的な研究遂行を支援する立場にあることを自覚し、関係法令やルール、関係制度をよく理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、互いに協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するように努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費等の取扱いに関して、事務処理手続き等を含めたルールの理解を深めるよう努めなければならない。